

平成21年1月

大学院奨学生採用候補者 各位

(法科大学院奨学生採用候補者となることを希望する者を含む)

独立行政法人 日本学生支援機構

第一種奨学金貸与月額及び第二種奨学金による入学時特別増額貸与奨学金の貸与額の  
新設に係る取扱いについて

平成21年度から、政府予算の成立及び関係政令の一部改正を経て、下記1のとおり、第一種奨学金の貸与月額及び第二種奨学金による入学時特別増額貸与奨学金の貸与額(一時金)に新たな貸与月額(以下「新貸与月額」という。)及び貸与額(以下「新貸与額」という。)が設けられ、平成21年4月1日から施行される予定となっております。

平成21年度奨学生採用候補者のみなさんで、既に登録した貸与月額等(第一種奨学金は下表(参考)、第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については「平成21年度大学院奨学生採用候補者決定通知」に記載の金額)を新設の貸与月額または貸与額に変更することを希望する場合は、下記2のとおり取り扱いますので、十分ご留意のうえ手続きを行ってください。

## 記

### 1. 貸与月額等の新設について

#### (1) 第一種奨学金貸与月額の新設

これまで定められていた月額は、修士課程88,000円及び博士課程122,000円ですが、これらの貸与月額の他に、修士課程で50,000円(区分制博士課程のうち修士課程として扱われる課程及び一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められるものを含みます。なお、一貫制博士課程において、この月額を選択された方が博士課程として取り扱われる課程に進級したときは、博士課程で貸与される新設の80,000円の月額に自動的に変更されます。)、博士課程で80,000円の貸与月額が新たに設けられます。

(参考) 第一種奨学金貸与月額の新設

第一種奨学金		現行の貸与月額	改定後の貸与月額
大学院	修士課程	88,000円	左記の貸与月額又は <u>50,000円</u> の何れか希望する貸与月額を選択
	博士課程	122,000円	左記の貸与月額又は <u>80,000円</u> の何れか希望する貸与月額を選択

(注) アンダーラインは新貸与月額

#### (2) 第二種奨学金による入学時特別増額貸与奨学金貸与額の新設

平成21年度から、従前の貸与額300,000円のほかに、100,000円、200,000円、400,000円及び500,000円の貸与額が設けられます。(奨学金の種類を問わず、現在300,000円の入学時特別増額貸与奨学金を登録している奨学生採用候補者は、改めて選択しなおすことができます。)

(裏面へ続く)

(参考) 第二種奨学金による入学時特別増額貸与奨学金貸与額の新設

入学時特別増額貸与奨学金	現行の貸与額	改定後の貸与額
	300,000円	左記の貸与額又は <u>100,000円</u> 、 <u>200,000円</u> 、 <u>400,000円</u> 、 <u>500,000円</u> から希望する貸与額を選択

(注) アンダーラインは新貸与額

## 2. 変更を希望する場合の手続き

- (1) 新たな額の貸与を希望する場合は、同封の「平成21年度大学院奨学生採用候補者登録内容変更願(届) <新月額用>」(以下「変更願(届)」という。)に必要事項を記入の上、大学の指定する期限までに大学(卒業している方や他大学の大学院に進学を希望している方は、推薦を受けた大学院を置く大学の奨学金事務担当部署に提出。以下同様)の奨学金事務担当部署に提出してください。
- (2) 3月に法科大学院の奨学生採用候補者となることを希望する方は、申込み時のインターネットによる貸与月額及び貸与額の登録は従前の貸与月額及び貸与額で行い、併せて希望する新貸与月額及び新貸与額を選択した「変更願(届)」を、他の申請関係書類とともに各大学が定める奨学生採用手続期限までに提出してください。
- (3) 第一種奨学金の新貸与月額については、進学後でも変更することは可能ですが、入学時特別増額貸与奨学金の新貸与額への変更手続は必ず進学前に行う必要がありますのでご注意ください。
- (4) 「変更願(届)」の様式は、各大学の奨学金事務担当部署から受け取るか、機構のホームページ(<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>)からダウンロードしてください。
- (5) 入学時特別増額貸与奨学金採用候補者で「(申告必要)」の記載がある方は、進学届提出時に「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて(申告)」に併せて、「『国の教育ローン借入申込書(お客さま控え)』のコピー」及び「融資できない旨を記載した公庫発行の通知文のコピー」の添付が必要となりましたので、必ず提出してください(参照:別紙「入学時特別増額貸与奨学金」を受けるまでの手続きについて)。

## 3. 進学後の手続きと新貸与月額及び新貸与額の振込み

進学前に変更手続を行った奨学生採用候補者が大学院に進学し、進学届の提出手続を行ったときは、機構においてデータ処理手続き完了後の奨学金振込日に新貸与月額または新貸与額を振り込みます。

なお、学校の指定する期限までに「変更願(届)」を提出された場合は、進学後に手続を行う進学届の画面で、新貸与月額及び新貸与額を表示しますので確認してください。

\* 入学時特別増額貸与奨学金は、奨学生採用候補者が大学院に進学し、所定の手続きを行った後で初回の奨学金振込日に届出口座へ振り込むこととなりますが、それ以前に入学金等納入のための資金が必要な場合は、労働金庫の「入学時必要資金融資」制度または日本政策金融公庫等の「教育貸付」制度などをご利用ください。(労働金庫の「入学時必要資金融資」は、当機構の入学時特別増額貸与奨学金を申し込んだ奨学生採用候補者を対象に、入学金及び授業料に充てるための資金について、奨学生採用候補者決定通知の送付時以降申し込みを受け付けて融資を行い、入学時特別増額貸与奨学金振込時に同一の口座から振替により一括返済する制度で、今年度の融資額は30万円となります。同制度の利用を予定している方は、入学時特別増額貸与奨学金の10万円及び20万円への変更は行わないでください。)